

令和 7 年度（2025 年度）第 2 回熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会会議録

日時	令和 7 年（2025）10 月 31 日（金）10 時～12 時
会場	熊本市北部公民館 大会議室
出席者	○熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会（五十音順） 浅川副委員長、落合委員、小畠委員長、高木委員、前川委員 ○オブザーバー 熊本県文化課 木村主幹、川元学芸員 玉東町総務課兼教育委員会 宮本主幹 元植木町・熊本市職員 中原氏 ○事務局 文化創造部 上島部長 文化財課 福居課長、赤星副課長、岩谷文化財保護主幹、 美濃口文化財保護主任主事、松永文化財保護主任主事、 西村文化財保護主任主事 観光交流部観光政策課 村田主事
欠席者	平山委員
傍聴人	2 人
1 開会	
2 連絡	章立てについて 第 1 回委員会の指摘事項について回答 （1）第 1 章「計画策定の経緯と目的」修正箇所確認 （2）第 3 章「史跡の概要」修正箇所確認
事務局	第 2 章については、現在修正中である。年内には委員の方々に送付し、内容を確認していただく。（資料 1、2、3、4 について説明）
小畠委員長	承認をいただいたということで、進める。
3 質問	史跡西南戦争遺跡保存活用計画（案）について

(1) 第4章「史跡の本質的価値」について

(2) 第5章「大綱と基本方針」について

提 案	
浅川副委員長	戦跡、ここでは「地形」「遺構」とあるものが第4章第1節の本質的価値であろう。顕彰などで後に形成されたものは、二次的なものとして分類した方がよい。看板などの整備は副次的価値であると分類した方がよい。本物と記念碑的なもの、という分類が区分しやすい。また、官軍墓地は戦いの延長で作られたものであり、本質的価値と言ってもよい。崇烈碑は記念碑であり、二次的なものと言ってよい。一次的なものと二次的なもの、後に追加されたものを副次的なものとして考えることもできる。
小畠委員長	本質的価値と副次的価値は、時間で分類をした方がわかりやすい。副次的価値は、後に顕彰・活用されたもの、とする方がすっきりする。 史跡範囲外で本質的価値を有するものは、今後史跡指定すべき課題として残っているものである。当時のものは本質的価値に入れて、後代のものを二次的とするのがよいのではないか。
前川委員	本質的価値は一次的価値、副次的価値は二次的価値と言い換えてもよいと思う。
落合委員	二次的なものとは本質的価値のものの理解を助ける、あるいは保存の契機になっているといった位置付けであろう。副次的価値とすると添えものようになるので、一次的・二次的とした方がよい。
小畠委員長	将来の指定に向けて、とするかは別として、本質的価値として現在の指定外の史跡をどのように考えているのか、という記述が必要である。なぜなら、第2章で書くような、行政上の制約や史跡をめぐる社会的状況などが関わってくるためである。県はどのように考えているのか。
熊本県	本質的価値は史跡を構成する土地・史跡そのもの、及びその価値そのものをいう。副次的価値は資料5の1つ目の表「史跡と密接に関わる要素」「顕彰するもの、その史跡を説明するために必要な案内看板など」が該当する。 史跡外で価値のあるものとは、資料5の2つ目の表「国史跡指定地外で史跡の

	<p>本質的価値と関わる要素」で官軍墓地や墓石などが定義されているので、この考え方でよい。</p> <p>しかし、第4章第2節「史跡の副次的価値」で史跡の範囲外の官軍墓地は史跡となっていないが、価値があるから副次的価値があるという記載になっている。書き方としては、史跡外でも本質的価値が何か、及び本質的価値に関する副次的価値が何か、とするとよい。</p> <p>玉東町の保存活用計画では副次的価値という文言を使っていない。しかし、現在の保存活用計画策定の指針では本質的価値と副次的価値を示すことになっている。よって、事務局は副次的価値を書く際に史跡範囲外も記載したと考える。副次的価値は、本質的価値を解説・補強するため、見学者に理解してもらうためにあるもの、という考え方である。委員の方々がいう一次的・二次的価値と同じ考え方で使われる文言であると思う。</p>
熊本市 文化財課	第4章第2節の本質的価値で、現在記載しているもので、過不足がないか確認していただきたい。
浅川副委員長	七本柿木台場薩軍墓地周辺の未調査箇所を追加した方がよい。北側の攻防戦のようなものが南側でもあったのではないか。
中原氏	豊岡台地北側しか調査ができていない。田原坂陥落の要点である南側の調査が不足しているので、今後は必要である。
事務局	第4章第1節「史跡の本質的価値」の部分で、現在記載している内容に過不足がないかを次回までに検討する。七本方面の未調査箇所を本質的価値に含めて、今後調査の対象にできるように修正する。
高木委員	第5章第2節「基本方針2」にある活用について、歴史ウォーキングなどは時を経て規模が縮小するのを防ぐため、10年計画で決めておいた方がよい。また、若い世代への継承のために専門家を学校へ派遣し出前講座を行った方がよい。次世代で歴史を勉強する人の育つ環境が大事だと思う。子ども達にも戦争が体感できるようなイベントを行ってほしい。
浅川副委員長	戦跡で国指定は西南戦争が初めてであろう。戦場とは面で把握すべきものであるが、現在記載されている地図は点で記載している。よって、戦場を面として捉えた地図を挿入した方がよい。遺跡や古墳は点として地図に記載できる。しかし戦場は何km、何10km四方という面である。「田原坂の戦い」とは熊本城の

	<p>攻防戦の一部である。豊岡台地周辺、玉東町側の砲兵陣地など、いわゆる戦略作戦地域が本来の戦跡の意義である。現在各地で戦跡の保存活用を行っているが、戦争のことを理解せずに始めている。</p> <p>戦場の範囲を指定するのは難しく、アメリカでは町全体を「バトルフィールドパーク」として指定している。しかし、日本の土地事情の状況では困難である。面という視点で戦跡を考えるべきものだ、といれておくとよい。</p>
--	--

第4章に関する質疑応答		
	質問	回答（事務局）
浅川副委員長	第1節「史跡の本質的価値」について、「田原坂の戦い」とは西南戦争の帰趨を決めた戦いである。「多数戦死者を出し、戦争の帰趨を決した激戦だった」とした方がよい。	該当箇所の「全体の4分の1にもおよぶ戦死者を出した激戦」であるという文章を「全体の4分の1にもおよぶ戦死者を出し、戦争の帰趨を決めた戦いとして西南戦争遺跡を象徴する戦いである」と修正する。
小畠委員長	第2節「史跡の副次的価値」の書き方が、第3節「構成要素」と混同する。例えば、第3節「構成要素」の「イ. 史跡と密接に関わる要素」とは、副次的価値を構成する要素ではないのか。 資料5の表「国史跡指定地内の構成要素」の部分で、史跡地内・外を分けて併記しているのは問題ない。しかし、副次的価値を構成する要素として、資料5の表の凡例に示された顕彰・活用・西南戦争後に形成された要素の3つは、副次的価値でないのか。	本質的・副次的価値というような考え方をした上で、その中で構成要素を3つに分けて考えている。その本質的価値と副次的価値の捉え方が混同してしまっている。

小畠委員長	<p>資料 5 の地図は史跡地内・外と分けているが、本質的価値と連動していないので分かりにくい。後代に継承・活用されていくことも本質的価値であるのか。</p> <p>史跡というものは空間である。当時の一部の場所だけが現在指定されており、指定地外にも本質的価値はある。本質的価値を史跡内と考えるのか、空間として捉えるのか。一次的と言う概念ではもっと広くならないといけない。史跡指定地外でも本質的価値を有するものは今後、追加指定を目指すことになると思う。</p>	<p>事務局もその捉え方について、時間をかけているところである。</p> <p>指摘のように官軍墓地は本質的価値に付随すると認識している。しかし、官軍墓地は国史跡の範囲外であり、取り扱いが難しい。よって、今回の計画に落とし込む際にどの項目に入れるのか悩んだ箇所である。官軍墓地が本質的価値と捉えられる場合には、第 1 節「史跡の本質的価値」に、枝番か節を加え、史跡の範囲外だが、本質的価値を有するもの、と記載するか。</p>
小畠委員長	整理すると、史跡というのは指定範囲外も価値を持つものがあると捉えているということか。それは本質的価値に入るのか。	(熊本県) そうである。将来的に追加指定を目指すものの本質的価値は何かを今のうちに整理しておいて問題ない。
小畠委員長	先ほど県が指摘された副次的価値はどこにあるのか。	(熊本県) 第 3 節「イ. 史跡と密接に関わる要素」が副次的価値でよい。
小畠委員長	事務局が言ったように項目を増やす書き方をせずともよいか。副次的価値が「イ. 密接に関わる要素」として整理される方がわかりやすい。現在の指定地外で、過去の調査によって西南戦争の対象地とわかった箇所はどのような表記になるか尋ねたい。	そのような整理になると、現在第 2 節「史跡の副次的価値」に含めている指定地外の調査によって西南戦争の対象地とわかった箇所はどのような表記になるか尋ねたい。
熊本県	史跡地外も将来的に追加指定をしていくことを踏まえ、整備をしていく、	承知した。

	と記載するとよい。	
小畠委員長	第2節「特に過去に西南戦争遺跡関連の対象地として調査を実施した箇所」も、第3節「構成要素」で説明する。慰霊碑や活用のために整備されたものも、副次的価値か。	第2節「史跡の副次的価値」の公園の案内・慰霊碑の建立・公園の拡張は副次的価値に残す。看板の整備なども副次的価値で述べる。官軍墓地は、第1節「史跡の本質的価値」に移す。
前川委員	第2節「史跡の副次的価値」の「周知啓発」がキーワードになると思う。	
小畠委員長	第3節「イ.史跡と密接に関わる要素」で、その下にさらに項目を増やして副次的価値を整理するとよいのではないか。県はどう思うか。	(熊本県) 第2節「史跡の副次的価値」は、あくまで本質的価値に付随すると説明し第3節に繋げる、という流れにした方がよい。
小畠委員長	第2節には、当時のものだけではなく現在の説明看板など「周知啓発」に当たるものも副次的価値に整理するといいか。	承知した。第2節「史跡の副次的価値」の修正に合わせて、第3節「構成要素」の「イ.史跡と密接に関わる要素」を「史跡の副次的価値を構成する要素」に変更する。また、項目を「顕彰のための要素」「活用のための要素」「西南戦争後に形成された要素」に分ける。以上を資料5、2ページの表に反映し、修正する。
高木委員	第2節の「戦没者慰霊祭」は「慰霊行事」ではないか。また、第4章第2節の「地元有志などによる」は、「地元有志の方々」が良い。	承知した。第2節「史跡の副次的価値」の「各地での戦没者慰霊祭」を「慰霊行事」に修正する。「地元有志

前川委員	「慰靈祭」とは神道の場合であり「慰靈行事」でよい。「地元有志など」では、雑な印象を与えるので「地元有志の方々」がよい。	など」を「地元有志の方々」に修正する。
小畠委員長	資料3の配置図「田原坂周辺の用途区域図」には、玉東町も示されている。これは遺跡地図ではどのような表記になっているのか。	ドットマークとして、地図に表示しているのみである。
小畠委員長	西南戦争の戦場は資料3の地図にある範囲のみではない。田原坂周辺で、戦場や戦争関連地域を示す範囲というような表記で示した方がよい。ぼかしを入れると地図が分かりにくくなる。空間的な表記を示せるように工夫してもらう。線を引くと、限られてしまう。	地図には私有地などがあるので、このようなぼかしのような表記になった。
淺川副委員長	「田原坂の戦い」は坂道1本の戦いではない。史跡指定の地点と、戦場としての地域がわかる地図がよい。それには『田原坂総括調査報告書』に記載の周辺地図を参考にするとよい。	資料5「国史跡指定地内の構成要素」の地図の1つ前に、玉東町を含めた大きな範囲で戦跡を面として捉えた地図を挿入する。その次に、史跡の点をおとした地図を挿入する。

第5章に関する質疑応答

質問	回答（事務局）

浅川副委員長	第2節の「当時の景観を保全する」について、現在の田原坂の状態は、「田原坂の戦い」当時の景観とは異なる。よって、「景観の保全」とは、当時の景観を復元することか、もしくは明治以降に開発された段々畑のような状態を保全することか。「周辺の景観を保全する」としたらどうか。	想定としては、高い建物やメガソーラーなどを建てるのを防ぎ、現在の田原坂の景観を保全したい、ということがある。
前川委員	当時の景観の保全は現実的ではない。現状とした方がよい。当時の景観からの変化も歴史の一部である。	承知した。第2節「基本方針1」の「保存管理」にある「当時の景観」を「周辺の景観」「現状の景観」などに修正する。
小畠委員長	第2節「基本方針」とは、何の基本方針であるのか。	基本方針とはそれぞれ「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の基本方針である。その後、第6章から第8章で詳細を説明する。 第2節「基本方針」で「基本方針1」の箇所を「保存管理の基本方針」というように何の基本方針であるかわかるように修正する。
浅川副委員長	第3節「基本方針3」にある「体感」とは具体的にどのようなことを指すのか。	実際に戦跡をめぐるウォーキングを行うことである。
浅川副委員長	そうであれば、「体感」という表現を変えた方がよい。アメリカの「リエナクト」(戦争を再現し、見学者に見せるといったイベント)といったもののイメージがあるため。	承知した。

小畠委員長	「体感」の前に「学ぶ」という言葉をもっててきた方がよい。	承知した。第3節「基本方針3」の「『田原坂の戦い』を体感し西南戦争遺跡の意義を学ぶための整備を行う」を「西南戦争とは何かを学ぶための整備を行う」に修正する。
小畠委員長	第2節「基本方針2」の「関係人口」は、何からの引用か。「ステークホルダー」とは違うのか。言い換えた方がよいのではないか。	「関係人口」とは、1つの目的を持ってその自治体と関係をもった個人を指す行政用語である。
浅川副委員長	具体的には、どのような層のことを探しているのか。	想定しているのは西南戦争のファンである。西南戦争遺跡を目的に熊本市を訪れる方々のこと。
浅川副委員長	人口の増加が目的ではないということ。	そうである。通常は他の自治体に居住し田原坂を訪れる方々のことである。
浅川副委員長	そういう方々、若い方々が興味をもってもらえるようなイベントを考えていかなければならない。	「関係人口」は、他の自治体を例にすると景色・写真撮影を目的に訪れる方々を指すこともある。何かしらの目的を持つており、例えばガイドをしたい、という方々である。
小畠委員長	次回への課題にしてもらう。他に当てはまる言葉がなければ、このままでよい。	第2節「基本方針2」の「関係人口」に替わるわかりやすい語句を検討する。
前川委員	第5章「大綱」や保存活用計画のどこかに「鹿児島県と協力して」などの文言を入れる予定はあるか。西南戦争関連の史跡は熊本県外にも存在するため。	国指定史跡範囲外にも目を向けるという考えは認識している。西南戦争遺跡の特徴は「関連する遺跡・史跡が県内外の広範囲に所在」していることなので。よって、鹿児島県・宮崎県・大分県も含めてよいと考えている。
浅川副委員長	薩軍墓地があるので、鹿児島県との関連・協力を書いててもよい。	
落合委員	七本には、高鍋(宮崎県)の人々が	

	来ている。	
小畠委員長	鹿児島県と限定しなくてもよい。 また、広域な史跡として熊本城や玉東町は視野に入っているが、県外のことについて意識をしていないように感じた。	
小畠委員長	第1節「大綱」に西南戦争は、「鹿児島県をはじめとする九州全域」「地域で言えば熊本城・玉東町」と整理しておいた方がよい。	承知した。第1節「大綱」の「関連する遺跡・史跡が県内外の広範囲に所在」の部分に「九州全域の」「熊本城周辺」という言葉を入れ、文言を整理し、修正する。

第5章 キャッチフレーズについて	
前川委員	第5章「大綱と基本方針」のキャッチフレーズは長すぎるので、「西南戦争が結ぶ地域の歴史」でよいと思う。
落合委員	「空間」「時間」というのが大綱を説明する文章にある。「時空を越えて」はどうか。
浅川副委員長	「平和を伝える」はそぐわないのではないか。戦跡なので平和の尊さを伝えるという意図はわかる。
浅川副委員長	「時空を越えて」を入れ「近代日本の夜明け」を削るのはどうか。「近代日本の夜明け」だと、明治維新や士族反乱のイメージがある。
小畠委員長	キャッチフレーズは必要なのか。玉東町はどうしているか。
玉東町	「西南戦争歴史パノラマ～みる・しる・まなぶ西南戦争～西南戦争における『田原坂・横平山・吉次峠の戦い』を実際の現地において見て知り、学習を深める。」としている。
小畠委員長	キャッチフレーズは委員会で議論して決めてよいのか。
事務局	お願いしたい。

小畠委員長	ではこれまでの議論を整理して、キャッチフレーズの主題を「西南戦争遺跡が結ぶ地域の歴史」、副題を「時空を越えて、平和の尊さを伝える田原坂」としてはどうか。
事務局	承知した。

小畠委員長	本日の協議内容について、参加の方々から何か意見はあるか。
熊本県	本日協議した本質的価値が保存活用計画の一番の肝となるので、修正したら文化庁に相談した方がよいと思う。
小畠委員長	本日文化庁の参加がないので、ぜひ意見を聞いて修正などお願いしたい。玉東町は何かあるか。
玉東町	委員会の前に協議をする場があれば意見を伝えられると思う。
小畠委員長	では、玉東町と密接に繋がりをもってもらいたい。他に質問がないようなら、以上をもって第2回熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会の審議を全て終了する。
事務局	小畠委員長、ありがとうございました。今回の指摘事項を踏まえて、修正を行う。また今回提示できなかった第2章については、年内に送付し確認していくだく。今回指摘された本質的価値は先ほどもあったように重要な内容なので、修正案を委員の方々に提示する。
小畠委員長	議事録は行政文書として必要なのか。文言の訂正について議事録をとるより変更点やそれに対して市がどう答えたかを整理し、それ以外の部分を簡潔に議事録としてまとめてもらいたい。保存活用計画に傾注していただいた方がよい。議事録で一字一句自分が発言したものが欲しいか。
委員一同	いいえ。
小畠委員長	計画の内容に関するものを整理してもらい、それ以外の意見を議事として書いてもらいたい。問題がなければそうしてほしい。
○その他（事務連絡）	
次回の案内	

事務局	次回は、令和 8 年（2026）3 月 6 日（金）10 時～12 時で予定している。その際には、文化庁の史跡担当の調査官にも参加していただく予定である。委員会後は現地視察を予定している。場所についてはまた連絡する。以上。
5 閉会	